

答申（案）

条例案を作成するに当たっての基本的な考え方について

条例案は、下記により作成することが適当であると考えます。

記

1 題名について

条例の題名は、〇〇の理由により、〇〇条例とすべきである。

2 前文について

前文は、条例制定の由来や目的、条例の基本理念などを述べた文章であり、条例を解釈して運用する際の基準や指針となるものとされている。なお、この前文からは直接的に法的拘束力が生ずるものではないものとされているが、条文に難しい言葉が羅列される中で、唯一、条例に対する思いが平易に込められる部分でもあることから、本条例には前文を設けるものとし、その内容は、部会における障がい当事者の生の声をできるだけ反映するとの考えの下、部会の構成員のうち障がい当事者6名が中心となって考えた次のような文章にすべきである。

私たちのまち別府市は、「身体障害者福祉モデル都市」「住みよい福祉のまちづくり」の指定を受け、これまで障がいの有無に関わらず、すべての人の基本的人権を尊重し、お互いを理解し、支え合いの心を育む取り組みを行ってきました。

しかしながら、障がいのある人や家族から「できれば住み慣れた地域で様々なサポートを受けつつ自分らしく生きていけたらと思う」「障がいがあってもなくても普通に接してほしい」「障がいについてもっと市民のみなさんに知って欲しい」という声や、市民の方からは「もう少し、障がいのある方について知るべき。今はほとんど知らないの、何をしてもよいか良くわからない」「障がいについてもっと知りたい」という声が大きく、相互理解の不足や社会にある様々な障壁により、依然として、進学や就労、保育、医療、移動、生活環境、災害時の要援護者支援、親亡き後の問題など社会生活全般に於いて、障がいがあるために諦めなければならない現実や障がいへの無理解による差別や偏見がなくなるという状況があり、あらゆる場面で、生活のしづらさと不安を感じています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの尊い命と貴重な財産が失われ、その時に助かった命さへも後の対応や対策が確立されていなかったことによって、約2万人の方が関連死という非常に深刻な事態を招いています。

このことについての課題を明らかにし、考えられるあらゆる災害を想定した対応や対策を、行政、事業者、市民の役割として、お互いに連携・協働する仕組みを確立しておくことにより、被害を最小限にとどめることができると考えます。

このような中で私たちは、障がいのある人もない人も同じ地域社会の一員として、すべてに隔たりがなく平等な機会が与えられ、だれもがありのままの存在を認め合い、一人ひとりの個人の尊厳や人格や思いが大切にされ、互いに支え合う心や共に思いやる心を育み、自己選択や自己決定を尊重する真の意味での自立と社会参加の実現を確立し、本条例の施行により、住む人も訪れる人も、障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員として共生社会を築き上げる役割を担い、幸せや喜びを享受できる安心・安全な別府市を実現することを目指します。

3 本則について

(1) 総則的規定

ア 目的規定

条例の目的には、次のことを明記すべきである。

この条例は、障がいのある人に対する理解を広げ、差別をなくすことを通じて、障がいのある人もない人も、すべての人が社会の一員として共生社会を築き上げる役割を担い、安心して生活をおくれる地域づくりを推進するにあたって、その基本理念を定めるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえて、災害時における障がいのある人への被害を防ぐための取組を行うにあたって、市及び市民の役割を明らかにすることにより、障がいのある人もない人も誰もが安心して安全に暮らせる社会の実現を図るための施策を総合的に推進することを目的とする。

イ 定義規定

条例に規定される用語の定義は、次のようにすべきである。

① 障がい

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいや難病等により、継続的に日常生活や社会参加を行うにあたって、社会的な制度の整備や支援等を必要とする状態のことを

いう。なお、以上のような障がいの定義を「社会モデル」と略称する。

② 差別

障がいを理由に不利益な取扱いをすること及び障がいを取り除くために必要とされる合理的な配慮をしないこと。

③ 社会的障壁

障がいのある人が日常生活又は社会参加をするうえで、障壁となるような社会における制度の不備、無理解その他一切のもの。

④ 合理的配慮

障がいのある人が、他の人と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、日常生活や社会参加を行うために、社会的障壁を取り除き、必要とされる制度の整備や支援を行うこと。

⑤ 虐待

障がいのある人に対して、暴行、暴言、侮辱、嫌がらせ、無視、放置、財産の侵奪、わいせつ行為、性的無配慮等を行うこと。

⑥ 自立

第三者の支えを必要とするかどうかにかかわらず、自らの人生を自らの意思で選択できること。

⑦ 市民

別府市内に居住するか、あるいは、別府市内に通勤・通学すること。

⑧ 事業者

別府市内において事業活動を行うすべての者。

ウ 理念規定

条例の基本理念には、次のことを明記すべきである。

① すべての障がいのある人は、障がいを理由として差別を受けず、自らが選択した地域において生活し、地域社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する権利を有する。

② 障がいのある人に対する差別の解消は、差別の多くが、障がいのある人に対する誤解、偏見、その他の理解の不足や障がいのある人に対して必要とされる合理的配慮を欠くことから生じていることを踏まえ、障がいについての社会モデルを普及することを通じて推進されなければならない。

③ 障がいのある人に対する差別をなくす取組は、市、市民、事業者並びに障がいのある人の医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関（以下、「関係機関」という）が相互に連携し、障がいのある人の

選択を尊重することにより行わなければならない。

- ④ すべての障がいのある人は、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られなければならない。
- ⑤ 障がいのある人に対する権利の擁護並びに障がいのある人の自立及び社会参加を推進する取組は、すべての市民が安心して安全に暮らすことができる地域作りにつながるのと考えるのもとに多くの市民の参加の下で行わなければならない。
- ⑥ 障がいのある人もない人も安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、障がいのある人の保護者等が死亡した後の問題（以下、「親亡き後の問題」という）を解決することが必要不可欠である。
- ⑦ 災害時に最も被害を受けることになるのは、障がいのある人やその家族であり、こうした被害を最小限度にとどめるためには、災害が生じた際に必要とされる援護の内容を具体的に特定したうえで、非災害時において、その仕組み作りを継続的に行う必要がある。

エ 市の責務

条例には、市の責務として、次のことを明記すべきである。

- ① 市は、3の(1)のアに規定する目的の実現を図るため、3の(1)のウに定める基本理念にのっとり、障がいのある人の自立及び社会参加の支援並びに安全の確保等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- ② 市は、前項の責務を実施するにあたって、次の各号に定める事項に留意しなければならない。
 - a 社会モデルの普及・定着のため、啓発、広報、研修の実施に努めること。
 - b 障がいのある人からの相談、助言、あっせんの申立を受け、障がいのある人に対する差別、権利侵害を解決するための機関を設置すること。
 - c 公共的施設の整備をはじめ、障がいのある人に関連する施策の実施にあたっては、必ず障がいのある人の意見の聴取に努めること。
 - d 障がいのある人に対する災害等の緊急事態における安全を確保するために、東日本大震災をはじめこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築、および大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携・協

働出来るよう基本計画の策定に取り組むこと。

e 本条例に定める目的を実現するために、地域にある団体、組織が連携し、市と協働する仕組み作りを推進すること。

f 本条例に定める条項の実現を図るために、その達成状況を確認し、実現に向けての課題を検討するために、障がいのある人の参加する機関を設置すること。

オ 市民等の責務

条例には、市民等の責務として、次のことを明記すべきである。

① 市民及び事業者は、この条例に定める基本理念に基づき、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、市が実施する障がいのある人に対する差別をなくすための施策に協力することを通じて、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい地域づくりに努めなければならない。

② 市民及び事業者は、災害についての知識の取得に努めるとともに、防災訓練及び地域における、障がいのある人の災害時の援護の仕組み作り継続的に参加しなければならない。

カ 差別の禁止

条例には、差別を禁止するため、次のことを明記すべきである。

① 何人も、障がいのある人に対し、差別をしてはならない。

② 市、事業者及び関係機関は、障がいのある人が、日常生活や社会参加をするにあたって必要とされる合理的配慮を怠ってはならない。

キ 市民等の理解の促進

条例には、市民等の理解の促進を図るため、次のことを明記すべきである。

① 市は、市民、事業者、関係機関が障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるよう、社会モデルの普及、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

② 市は、障がいのある人に対する支援を適切に行うため、全ての職員が社会モデルに基づいた障がいのある人に対する合理的配慮の必要性についての理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

ク 財政上の措置

条例には、3の(1)のアに規定する目的を達成するため、次のことを

明記すべきである。

市は、障がいのある人への市民の理解を広げ、本条例に定める差別をなくすための施策及び災害時における障がいのある人の被害を防止するための取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(2) 実体規定

条例の目的に従って、今後進めていく政策については、次のアからコマでの10項目、31事項を明記すべきであり、その明記すべきとした考えと本条例に基づき取り組むべき具体的な施策は、以下のとおりである。

ア 相互理解の促進

(条例案に明記すべき事項)

市は、義務教育の中で障がいの理解を得られるようカリキュラム等に位置付けるとともに、児童、生徒、保護者等に対して、福祉教育を行うこと。

(その考え)

障がいについて、全ての市民に理解を広げることが重要であるが、そのためには、子どもの頃から理解しておくことが必要である。このため、義務教育における「障がい」についての教育が不可欠であるため。

イ 権利擁護

(条例案に明記すべき事項)

障がいのある人に対する虐待を禁止。そのために、虐待防止委員会を設置すること。

(その考え)

虐待を禁止するとともに、理解を広げ、防止するための取り組みを主体的に行うための組織及び窓口が必要であるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人への差別や虐待が起きた際の相談及び調停を行う委員会を設置すること。

(その考え)

障がいのある人の虐待防止や障がいのある人の権利擁護については、本年10月に障害者虐待防止法が施行されるなど、一層の支援体制の充実に求められている。市民からの意見でも「障がいがあるから悲しいの

じゃなく、障がいがあるために社会から差別されるのが悲しい」、「条例の中で最も重要なのは相談窓口を具体化すること」など切実な声が聞かれる。

市は、こうした障がいのある人の意見を真摯に受け止め、差別や虐待の把握に努め、助言する機関、相談する機関及びあっせん・解決する機関を設けるべきである。

ウ 生活環境

(条例案に明記すべき事項)

市は、道路の整備にあたって、障がいのある人の声を聞き、障がいの別に関わらず、通行や公共交通利用において支障がないようにすること。

(その考え)

道路の整備は、バリアフリー法等によって行われているが、アンケートでは、「段差が多い」、「スロープがない」、「道路の傾斜が大きい」などの声が多く聞かれ、車椅子利用者や視覚に障がいのある人等の歩行に支障を来す事態の解消が進んでいないため。

(取り組むべき具体的な施策)

段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備

(条例案に明記すべき事項)

市は、市営住宅のユニバーサルデザイン化及び障がいのある人専用住宅の一層の確保を行うとともに、民間共同住宅等においてもユニバーサルデザイン化が進むよう支援制度を整備すること。

(その考え)

アンケートでは、「4階まで頑張って上がり下がりしている」、「身体障がい者用の住宅が増えて、住居の心配がないように」という声が寄せられており、市営住宅及び民間住宅を障がいのある人が利用できるようユニバーサルデザイン化を進めることが必要になっているため。

(取り組むべき具体的な施策)

民間共同住宅のユニバーサルデザイン化に対する補助金の交付

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人の民間住宅の賃借を円滑化するため、障がいを理由とする入居拒否を禁止し、障がいのある人が賃借する際の保証人制度を整備すること。

(その考え)

障がいのある人が民間住宅を賃借することが今なお困難な状況にあり、これを克服するために必要な処置を講じる必要があるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホームの整備に努めること。

(その考え)

これらの施設の整備は、親亡き後の問題の解決にも結びつくものであり、特に早急に整備すべきことが求められるところである。市内には、知的に障がいのある人のためのグループホームが全くないという状況にあり、また、精神に障がいのある人のためのグループホームも不足している状況にあるため。

(取り組むべき具体的な施策)

ショートステイ、グループホーム及び福祉ホームの整備に関する基本計画の策定及びそれらの施設の整備に対する補助金の交付

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、障害者基本法第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公共的施設に求められる設備として、障がいのある人専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話及び筆記手段その他の設備の確保に努めること。

(その考え)

公営温泉、JR、スーパー、コンビニ、ATM、市役所対応窓口、銀行等において、「駐車できない」、「入れない」、「エレベーターがない」、「トイレがない」、「スロープが不十分」、「車椅子で利用できない」、「視覚障がいなのに自筆を求められる」など、様々な問題が起きているため。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、車椅子利用者並びに視覚及び聴覚に障がいのある人のJR、バス、タクシーへの利用を円滑にするための体制の整備、研修の実施等に努めること。

(その考え)

車椅子によるJRの利用が不可能なこと、また、支援連絡が不十分であったり、運転手による乗車拒否及び迷惑顔並びにリフトバス及び低床バスの不足等の問題が解消していないため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、精神に障がいのある人に対する交通手段の確保等に関する施策の拡充に努めること。

(その考え)

身体に障がいのある人及び知的に障がいのある人と比べて、バス料金などの公共交通料金の割引措置制度が精神に障がいのある人には図られていないため。

(条例案に明記すべき事項)

市及び事業者は、公共的施設を整備するにあたっては、計画段階において、障がいのある人の意見を聴く機会を必ず設けること。

(その考え)

公共的施設をユニバーサルデザイン化することは、法令上も義務付けられているところであるが、障がいのある人の意見を事前に聴いて整備していないために、整備完了後に手直しを迫られるというケースが見られているため。

エ 防災

(条例案に明記すべき事項)

市は、東日本大震災をはじめこれまでの被災地の教訓をもとに、災害時の支援のあり方、災害時を見越した日常の仕組みの構築、及び大分県、他の市町村、防災関係機関、事業者、市民と連携・協働できるよう基本計画の策定に取り組むこと。

(その考え)

アンケートでは、「災害時の声かけをしてほしい」、「緊急時の放送が聞こえない」、「避難の手助けをしてほしい」、「避難先が不安」などの声が寄せられ、障がいのある人とその家族は、災害時の対応に大きな不安を持っている。災害時には、市の職員や消防職員などを含め、多くの人々が被災者になる可能性があり、情報の伝達、避難方法、避難先の対応が困難になる可能性が高い。被災地で何が起きていたのか、事実を検証し、全ての市民が被害を最小限にとどめることができるように必要な準備をしておくことが必要のため。

(取り組むべき具体的な施策)

1 別府市行政の基本的な役割

- ① 職員の災害時の行動に対する能力向上

- ② 他の地方公共団体との連携
- ③ 災害時要援護者への対応
 - ・要援護者リスト作成のあり方の再検討並びに援助者及び援助手順作成
 - ・福祉避難所の整備（支援者の確保や関係機関の連携も含む）
 - ・避難訓練の実施（自治会単位、あるいはそれより小さな集落）
 - ・障がいのある人に必要とされる災害用備蓄品確保のための指針策定
- ④ 災害時の情報伝達システムの整備（特に視覚に障がいのある人）
- ⑤ 公共施設の安全性の確保
- ⑥ 減災意識の啓発・知識の普及
- ⑦ 減災教育の推進
- ⑧ 避難後の支援のあり方、避難所運営マニュアルの作成
- ⑨ 防災士を含む災害ボランティア育成システムの構築
- ⑩ 日常的な減災ネットワークの構築

2 事業者の基本的な役割

- ① 所有建物に対する耐震性の確保
- ② 広告物の落下防止措置
- ③ 災害時の活動に対して、人・物等の積極的な支援

3 市民の基本的な役割

- ① 災害に対する知識の習得
- ② 食料及び必要備品の備蓄
- ③ 防災訓練への参加
- ④ 地域での減災組織活動参加
- ⑤ 耐震性の確保
- ⑥ 家具の転倒防止

オ 雇用・就労

（条例案に明記すべき事項）

事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を付し、その他不利益な取扱いをしないこと。

（その考え）

「単独で通勤ができるか」「社内に車いすの方が使用できるトイレが

ない」「ADLが自立しているか」等々の欠格条項があることは直接的な差別にあたるため。

(条例案に明記すべき事項)

事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障がいを理由として、不利益な取扱いをせず、障がいのある人が働きやすい環境を整えること。

(その考え)

アンケートでは、「定年まで働けるか不安」、「障がいを理解してもらえない」など就労に関わる不利益な取扱いに対する不安の声が多くあった。障がいのある人が安心して暮らすためには、働ける条件の整備は不可欠であるため。

(事業者の具体的な取組内容)

- ① 精神に障がいのある人の特性に合わせた短時間労働の実施。
- ② 身体に重度の障がいのある人の在宅就労の実施。
- ③ 福祉的就労における工賃を増やす方策の実施。
- ④ 働きやすい環境を整えるよう各種雇用助成金の利用を進める。
- ⑤ ジョブコーチの利用、障害者職業生活相談員を配置し、障がいのある人の相談体制を整え、長期による就労に繋げられるようにする。
- ⑥ 会議、研修の際の資料等について障がい特性に即した合理的配慮を行う。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人が本人の希望と適性に応じ、一般就労及び福祉的就労をすることができるよう、行政・企業・福祉・医療関係者等による支援のネットワークを広げること。

(その考え)

障がいのある人は、「働きたい」、「働き続けたい」という気持ちを持っていても、困難が多く、仕事を見つけるためにも、また、働き続けるためにも支援が欠かせないことが多い。地域において就労を実現するためには、生活支援を含めて様々な人や機関による連携した支援と情報の共有が重要であり、そのためには行政も関わったネットワークづくりが不可欠であるため。

(取り組むべき具体的な施策)

- ① 障がいのある人の雇用、就労の推進に向けた施策の実施。
- ② 各種雇用助成金の活用の啓発と助成金制度では対応できない通勤

支援等の公的サービスの利用を可能とする新たな施策の実施。

- ③ 官公需及び一般入札の際の障がいのある人を雇用する事業所へのより一層の配分増加措置の実施。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人の就労を推進するために、障がいの適性に
応じた雇用の創出を進めること。

(その考え)

障がいのある人の働く場の確保は、全体としても不足しているが、障がいによる格差も大きい。このため、作業部会の中では、視覚に障がいのある人の立場から「ヘルスキーパー制度」の採用促進等の具体的な取組の提案も行われた。障がいのある人による積極的な提言を受けて、雇用創出のための具体的な取組を進めることが必要であるため。

カ 保健・医療

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人及びその家族が安心して医療を受けられるよう、福祉、保健、医療関係者及び自治委員・民生委員・児童委員等の連携を進め、障がいのある人とその家族への理解と支援を保障すること。

(その考え)

障がいのある人及びその家族は、「障がいのある子から目を離せない」、「なかなか病院に行けない」、「障がいのため、言葉が伝わりにくい」などの困難を抱えており、医療を受けることがままならないことがある。したがって、誰もが医療を受けられることを保障するためには、医療関係者及び地域の理解とコミュニケーション支援を含む対策が不可欠であるため。

(取り組むべき具体的な施策)

- ① 地域生活支援事業における別府市独自の施策の実施。
- ② 医療現場での介護サービス利用（コミュニケーション支援・通院支援の拡充等）の実現。
- ③ 65歳になる障がいのある人への介護保険1割利用料金負担の減免施策の実施。
- ④ 医療、介護、教育現場との連携による発達障がいのある人への相談体制と適切な支援及び保育、義務教育を安心して受けられるような施策の実施。また、これら施策に係る人材の育成。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人及びその家族に緊急を要する事態が発生した場合の対応を確立すること。

(その考え)

夜間や休日における家族の急病、精神に障がいのある人等の病状悪化等の緊急時の対応は不十分であり、障がいのある人やその家族は不安を抱いている。その対応を民間病院のみに委ねるのではなく、公的な対応が不可欠である。自治体が責任を持って、病院、消防等の連携を推進し、相談窓口の設置など緊急時の対応を充実させることが必要であるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、保健・医療サービスを利用しやすくするために、医療費支払や手続きについて、障がいのある人の困難を軽減すること。

(その考え)

重度医療費の支払いにおいては、支払った上で払い戻しの手続きを行うことが必要であり、外出や書類の記入が困難な人にとっては、大きな負担となっている。すでに簡素化を進めている地域（県単位）がある中で、本市（大分県）においても実現するよう取り組むことが必要であるため。

(取り組むべき具体的な施策)

重度心身障害者医療費の支給の現物給付化

(条例案に明記すべき事項)

医療、介護等の事業者は、従事者に対して、障がいのある人や障がいに対する理解を進めるための研修を実施すること。

(その考え)

医療・介護等の従事者の障がいに対する理解は重要であるにもかかわらず、アンケートでは、「病院で障がいのある子や育て方を非難される」、「医師に伝わらない」等、関係者の理解不足が指摘されているため。

(取り組むべき具体的な施策)

当事者や家族を含めた講師団による障がいについての研修

キ 保育・教育

(条例案に明記すべき事項)

市は、小学校就学前の障がいのある人に対し、共に生き、共に育ち合う保育を基本とし、他の子どもとともに集団幼保育を実施すること。

(その考え)

障がいのある人の健全な発達には、他の子ども集団との遊びや学びを通じて双方に促される。このことが、義務教育から生涯教育として、障がいのある人の理解に繋がります。障がいのある人や保護者が「希望する」保育及び療育を受けられる体制整備を構築することが障がい児保育において重要であるため。

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人に対し、日本国憲法をはじめ、教育基本法、障害者基本法に基づき、教育の機会均等を保障しなければならない。

(その考え)

アンケートでも、通常学校か特別支援学校かに大別されますが、権利として、「教育の機会均等」が図られねばならない。その上で、当事者や保護者の「選択権」を尊重した教育及び療育が保障されねばならない。障害者教育の流れは、統合教育から支援を包括的に行う、包括的な教育が重要視されている。市並びに学校は、障がいのある人の受け入れにおける「合理的配慮」や「義務教育段階での障害者理解」への教育の推進等、アンケートに切実な声として記されている。

(条例案に明記すべき事項)

市は、子ども達に、障がいについての正しい知識を提供し、障がいのある人に対する差別やいじめを根絶するために、教職員に対し、社会モデルの習得及び障がいのある人やその家族の置かれている実情への理解を深めるために必要な研修の実施等に努めること。

(その考え)

障がいあるいは、障がいのある人への理解は、子どもの時期における正しい教育によって、深めることが可能となるどころ、現状は、教職員において、社会モデルの考え方自体が普及しておらず、そのための研修も実施されていない。

そのうえで、障がいの問題を教育における切実な課題として理解するうえで、最も必要とされる障がい当事者や家族の生の声を聞く機会も全くといっていい程補償されていない。

(取り組むべき具体的な施策)

当事者や家族を含めた講師団の編成と教職員研修プログラムの作成

(条例案に明記すべき事項)

市は、特別支援学校や普通学校等との連携や調整を図るための機関を設立すること。

(その考え)

障がいのある人の教育においては、障がいの程度や生活環境に応じて、柔軟で専門的な教育支援体制をとる必要があるが、現状は、県立、市立という縦割りの硬直した対応しかとれなくなっているため。

ク 芸術文化・スポーツ

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人が芸術文化、スポーツに参加することができるようサポート体制づくり、指導員の育成、情報提供を行うこと。

(その考え)

日中、平日に学校や作業所へ行っている障がいのある人の土日の余暇活動場所、参加できるサポート体制、スポーツ・芸術を指導できる指導員の育成と派遣体制がなく、また、余暇活動の広報の仕方などに問題があるため。

ケ 生活支援

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、障がいのある人やその家族の人権に配慮し、地域で自立した生活をするうえで必要なサービスの情報提供及び支援を行うこと。

(その考え)

アンケートでは、「自分が40度の熱を出しても、頼る人がいなかったり、息子がそれを理解できず、無理矢理起こされ、全く休めなかった。(知的)」「親が亡くなった後、子供が入る施設があるのか？兄弟が面倒見ることが出来るのか心配です。親が病気になったり入院した時の対応ができるかどうか？(知的)」「誰かにたよりたい。目がよく見えないので、私は歩くことが困難ですので、お願いします。(身体)」のように、必要などころへの情報提供や支援が必要だと考えます。

また、各種障害者手帳を申請する者に対する相談支援が不十分であると考えます。医療や福祉サービスは多岐に渡り、急性期の障がいのある人やその家族の苦悩や混乱は想像ができ、「重度心身障害者医療費の助成制度を知らず、400万円もの償還されるべきお金を失った人がいる」ことから、心身両面の支援及び医療費、福祉サービス等金銭に係

る助成制度の周知に関する支援は必要不可欠である。医療と介護が連携し、より一層の積極的な相談体制を測るべきであると考えます。

(取り組むべき具体的な施策)

精神に障がいのある人への24時間365日のサポート支援を実施するための電話を含めた相談窓口の設置。

(条例案に明記すべき事項)

市は、相談及び支援に当たっては、事業者及び様々な相談機関や関係機関との連携を図り、総合的な相談体制及びそれら相談窓口へ繋ぐためのワンストップ体制の確立並びに家族を含めたピアサポートの仕組みを構築すること。

(その考え)

アンケートでは、「当事者・家族のための気軽な相談システムがほしい(24時間・365日相談できるところ)。当事者支援を家族まかせにせず、社会で支援するシステムがほしい。デイケアと作業所に行けない場合の日中の過ごし方や、落ち着ける居場所がほしい。精神障がい者を子に持つ親。家族の支援の種類やシステムが不足している。(精神)」
「私はもう60歳になります。これから先、親も兄妹もいませのでグループホームに入居していますが、70歳が近づく頃、どのようにしたらいいのか、施設(老人ホーム)に入居するのか、心配しています。(精神)」
「施設に長くいると高齢化になり、家族、福祉事務所の方も次のステップを考えるのに困難なことが多々ある。一番不便、不都合を感じている利用者なのに、スムーズな移行への行政への対応が遅れている。(知的・身体・精神)」のように、様々な相談機関や関係機関との連携、それらへ繋ぐワンストップの相談窓口が必要であると考えます。

(条例案に明記すべき事項)

市及び相談支援事業者は、相談及び支援の際に必要な専門技術並びに職業倫理の向上に努めること。

(その考え)

アンケートでは、「近くに親戚もなく、手をちょっと貸して欲しい時や2時間離れたところに義母が入院していて、お見舞いに行くため、日常生活にも支障が出たのでヘルパーさんをお願いしたいと市役所に行ったが、どうしてあなたたちにそこまで言われたいといけないのかととても冷たく職員に対応され、たった5時間もらうのが本当に大変だった。問題が起こるとどこに相談したら良いんだろうと悩みます。そういうと

きだれでも、パソコンがなくてもみんながわかりやすい道筋を立てて欲しいと思います。小さいうちは、本当に手はかかるし、障がいかどうかもわからない時が本当に大変で、兄弟にもとても負担を掛けます。そのときに手厚くして欲しいです。(例えば様子をうかがいに来てくれるとか。) 育てるだけで親は手一杯なので、周りの人に理解をしてもらおうとするのはもっと大変です。そこを仲介してくれる人がいたらと思います。(知的・身体)」という職業倫理に抵触するようなご意見や、また、平成25年4月から施行される障害者総合支援法では130もの難病の方々が支援の枠組みに入ることからさらなる専門知識の向上が必要だと考えます。

(取り組むべき具体的な施策)

事業所職員や相談員の質やスキル、経験の向上のための現場に即したさらなる研修の実施。

(条例案に明記すべき事項)

市は、情報を利用することが困難な障がいのある人に対して、情報を利用しやすくするための機器の活用や障がいの特性に応じた配慮を行うこと。

(その考え)

アンケートでは、「情報がなく孤独」、「目が悪いので字を大きくしてほしい」、「点字資料が少ない」、「電子データを希望」などの声が寄せられており、障がいに応じた情報伝達のための配慮が不可欠であるため。

(取り組むべき具体的な施策)

- ① 障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。
- ② 視覚障がい者協会等との連携により点字プリンターの貸し出しやプリントアウトサービス(有料)の実施。
- ③ 聴覚に障がいのある人への手話通訳、要約筆記の準備。
- ④ 視覚に障がいのある人への配布物の点字化等、障がい特性に合わせた合理的配慮の実施。

(条例案に明記すべき事項)

市及び、事業者は、障がいのある人やその家族のニーズをもとに、重度な障がいがあっても安心して自立した生活をおくることが出来るよう、必要な施策を講じるとともに不足している社会資源の整備にあたること。

(その考え)

第7回会議で配布資料5ページの論点から、在宅福祉サービスの推進について、不足している社会資源の整備などをどのようにすればよいのか。市民からの意見として、「障害福祉サービスの基盤の拡充」、「ヘルパーが不足している」、「施設が少ないので選択する自由がない」、「重度の障がいのある人の在宅支援が必要」などの声があり、まだまだ、別府市内には不足している社会資源がたくさんあるため。

コ その他

(条例案に明記すべき事項)

市は、障がいのある人の保護者が死亡した後の問題を解決するための総合的な対策を策定するための専門家会議を設置すること。

(その考え)

障がいのある人もない人も、誰もが安心して安全に暮らせる社会を実現するためには、親亡き後の問題に対する総合的な施策を樹立することが必要不可欠であるところ、現状は、こうした施策の検討が全く出来ていない。そのために、まず、専門家会議を設置し、この答申に基づいて、市としての基本的方策を樹立することをめざすことが必要である。

(3) 罰則規定

本条例は、障がいのある人やその家族が安心して暮らしていけるよう多くの市民の方たちに障がいのことを理解してもらうことを真の狙いとしているものであり、それを罰則をもって実行させていくような性格のものではないことから、本条例には罰則規定を設けるべきではない。